

日本農業市場学会企画委員会内規

1. 会則第 12 条に基づき、理事会の下に企画委員会を設ける。
2. 企画委員会の任務は、会則第 3 条に基づき下記のとおりとする。
 - (1) シンポジウム、研究例会並びにエクスカージョンの開催
 - (2) 調査研究とその成果の刊行（研究叢書を含む）
 - (3) その他、本会の目的達成に必要な事業の企画と実施
3. 企画委員会のメンバーは委員長を含め 6 名以内とし、理事会の議を経て会長から委嘱する。委員長は、副会長の一人が担当する。
4. 任期は 2 年とする。ただし、任期内の入れ替えは自由とし、必要に応じて委員の中に理事以外の会員および学会開催校の会員を加えることができる。
5. 企画委員会は学会開催校と密接な連絡をとり、開催案内状および報告要旨の作成・印刷、座長の選定、会場準備などシンポジウム等の開催・運営に万全を期す。
6. 本内規の改廃は理事会においてこれを行う。

(2000 年 3 月 31 日、理事会決定)